

令和4年度
静岡市海水浴場等における
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
ガイドライン

令和4年6月15日

静岡市

1 趣旨

海水浴場は、不特定多数の来場者があることから、海水浴場を開設すれば、県内外から多くの人が、グループ単位で来場し感染症のリスクが高い「密集」・「密接」・「密閉」の所謂3密の状態が発生する可能性があります。

そこで、海水浴場の開設に先立ち、感染症対策に万全を期し、海水浴場を開設・運営するために、各海水浴場の開設者（静岡市）、海水浴場の運営に携わる業務従事者、来場者、および海水浴場近隣の民間事業者が行うべき新型コロナウイルス感染症の感染防止策を、ガイドラインとして取りまとめました。

海水浴場に携わる皆様には、このガイドラインの内容を十分理解し、対応していただきたいと考えています。

ただし、海水浴場を開設した場合でも、新型コロナウイルス感染症が再度拡大した場合には、海水浴場の閉鎖や遊泳禁止とする場合もありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

2 令和4年度の海水浴場開設・運営に当たっての基本的な考え方

海水浴場は、オープンエアーで自然換気がありますが、浜辺や駐車場・更衣室等に多くの人が集まり、「密集」・「密接」・「密閉」になることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まります。

このような海水浴場の特性を十分理解したうえで、海水浴場を開設する場合には、浜辺や駐車場・更衣室等での「密集」・「密接」・「密閉」を防ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐ取組みを行うことが必要と考えます。

なお、海水浴場を運営するに当たっては、地元住民としっかり連携する必要があることから、地元住民の理解をあらかじめ得ておく必要があります。

3 海水浴場等における感染防止対策について

(1) 開設者（静岡市）が行うべき感染対策

- ア 浜辺では、ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ2m、最低1m空けること）を確保するため、表示の設置や場内放送、巡回等により対策を講じること
- イ 手洗い設備やシャワーの場所を明示すること。
- ウ 来場者にCOCOA（新型コロナウイルス接触確認アプリ）等の活用を呼びかけること。
- エ 手洗いやシャワーの励行を、場内放送により徹底すること。
- オ トイレや更衣室に消毒薬（消毒用アルコール等）を設けるとともに、こまめに清掃・消毒すること。
- カ 開設者が感染防止対策で取組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- キ イベントを実施する際は、「静岡県イベント開催における感染防止方針」等に基づき、新型コロナウイルス対策を徹底させること。
- ク 海水浴場等利用者の行動例（(3)参照）をホームページや掲示板等により事前に周知すること。
- ケ ごみは感染防止の観点から適切に処理すること。（密閉して縛る）
- コ ごみは基本的に持ち帰るよう、表示や場内放送で周知すること。
- サ ライフセーバー、監視員の健康チェックを実施すること。
- シ ライフセーバー、監視員用にマスク、フェイスシールドなどの個人防護具を備えること。
- ス 救護者の情報（氏名、連絡先等）を記録に残し、疫学調査ができる体制を整備すること。
- セ 更衣室やシャワー室は密集を避けるために、個室とするか、十分な広さを確保すること。
- ソ 利用者に対し、体調に異変を感じた場合は保健所等の専門機関へ連絡するよう周知すること。
- タ

(2) 海水浴場の運営に携わる業務従事者および近隣の民間事業者が行うべき感染防止対策

- ア 施設内の密集を避けるために、椅子やテーブルの間隔を広くするなど、ソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じること。

- イ 利用する客が順番を待つときは、間隔を示すテープを貼るなどし、前後に十分なスペースを確保すること。また、熱中症対策を確実に実施すること。
- ウ 施設の換気を徹底すること。
- エ イベントを実施する際には、「静岡県イベント開催における感染防止方針」等に基づき、新型コロナウイルス対策を徹底すること。
- オ 施設に消毒液（消毒用アルコール等）を設けて、利用者に手指消毒を徹底させること。
- カ 複数の利用者が触れると考えられる場所（手摺り、ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- キ 毎日、勤務前に従事者の体温を計測し、発熱や風邪の症状がみられる場合は勤務に従事させないこと。
- ク ごみは直接触れず、しっかり縛り、封をして処理すること。
- ケ 従業員のマスク等着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- コ うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には必ず消毒を実施すること。

（３）海水浴場等利用者が実践すべき行動例（厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例）を参考）

ア 海水浴場周辺

- ・過去２週間以内の体調不良者、海外から帰国・入国者ならびに、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養中の方は海水浴場に行かないこと。
- ・移動制限が発令されている地域からの来訪は自粛すること。
- ・海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックをすること。
- ・公共交通機関で移動するときは、空いている時間を選び、会話は控えめにすること。
- ・ソーシャルディスタンスを確保すること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・乗り物の中ではグループの人たちと対面でなく横並びで座ること。
- ・海水浴場が閉まった後は、速やかに帰宅すること。
- ・途中で買い物等するときは、少人数で行うこと。
- ・ごみは感染防止の観点から適切に処理すること。（密閉して縛り、持ち帰る）
- ・手洗いは 30 秒程度かけて、水とせっけんで丁寧に洗うこと。

- ・家に帰ったらできるだけすぐにシャワーを浴びて着替えること。

イ 海水浴場

- ・他のグループとはソーシャルディスタンスを確保すること。
- ・他のグループとソーシャルディスタンスを確保できない場合には会話を控えること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・グループ内においても対面ではなく横並びで座ること。
- ・浜辺で食事するときも、食事の前に手洗い、手指消毒をすること。
- ・帰る前は手洗いを実施し、シャワーを浴びること。
- ・ごみは感染防止の観点から適切に処理すること。(密閉して縛り、持ち帰る)
- ・テント等を使用する際は、密接等にならないよう気を付けること。

ウ 更衣室・飲食時等

- ・不特定多数が接触する場所は、可能な限り触らないこと。
- ・更衣室での着替えはすみやかに、少人数で空いた時間に行うこと。
- ・更衣室への入室時、退室時は手指消毒をすること。
- ・更衣室内では、マスクを着用すること。
- ・飲食時等は対面ではなく横並びで座ること。
- ・会話は控えめにすること。
- ・グラスなどの回し飲みは避けること。

エ トイレ

- ・トイレを利用する際は、マスクを着用すること。
- ・不特定多数が接触する場所は、可能な限り触らないこと。
- ・トイレ使用後は、蓋を閉めて流すこと。
- ・トイレ使用後は、手洗いと手指消毒をすること。

4 その他留意事項

- (1) 静岡県が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態宣言」の対象となった場合、若しくは、静岡市が独自の緊急事態宣言等を発出した場合、海水浴場を原則閉鎖します。

- (2) 上記(1)のほか、「静岡県新型コロナウイルス警戒レベル」等を勘案し、静岡市の判断で海水浴場を閉鎖または遊泳禁止としたり、利用自粛を呼びかける場合があります。
- (3) 監視員、ライフセーバーが従事出来ない際には、海水浴場を遊泳禁止とする場合があります。
- (4) 密集・密接の場となり、消毒・清掃等が出来ない浮環等^{ふかん}については、設置をしないこと。
- (5) 海水浴場が密の状態とならないよう、交通渋滞を発生させないような配慮をすること。